

空家等の適切な管理

♡ いいね！

ページID1003046

更新日 2024年12月16日

川越市空家等の適切な管理に関する条例

条例制定の背景

近年、人口減少や高齢化等に伴い、全国的に空き家が増加しており、特に、適切に管理されていない空家等が、防災、防犯、衛生、景観など様々な面において、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていることが、大きな社会問題となっています。このような状況の中で本市では平成25年4月に「川越市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空家等問題に取り組んでいましたが、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、この条例を全部改正し、平成30年4月に新たに「川越市空家等の適切な管理に関する条例」を制定しました。

条例制定の趣旨

この条例は、空家等の適切な管理に係る所有者等の責務を定めるとともに、所有者等に対し助言等を行い、周辺の生活環境に著しく悪影響を及ぼすような空家等となることの予防、又は管理不全な状態からの改善を図ることによって、近隣住民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを推進しようとするものです。

条例の主な内容

- 所有者等の責務（空家等の適切な管理）
- 管理不全空家等への助言・指導
- 緊急安全措置
- 消防、警察その他関係機関への協力要請

所有者等の責務

空き家はあるだけでは問題になりませんが、適切な管理がされないまま放置されることにより、事故等が発生し、他人に被害を与えた場合には、所有者等は、これによって生じた損害を負わなければなりません。周囲への予想される危険（建物の倒壊、建物からの建材の飛散、草木の繁茂、火災、害虫等の発生、不審者）に対して安全を保てるよう管理しましょう。

所有者等の皆様は、自己の財産であることを忘れず、次のことに心がけてください。

- 建物等の修繕、樹木のせん定、雑草の除去をするなど、定期的な管理を行う
- 自分で管理できない場合は、業者等に依頼する
- 空き家にする場合には、近隣住民の方に連絡先を渡すなど

「空き家の持ち主応援隊」をご利用ください

埼玉県では、県内の不動産団体と連携し、空き家管理を手掛ける事業者を登録する制度を導入しています。不動産団体が開設したサイトで、簡単に事業者を検索することができ、建物や敷地の点検、草木の手入れ、通水や換気など、空き家管理サービスの内容と料金(目安)を確認することができます。

空き家をお持ちの方で、管理にお困りの方は、ぜひご利用ください。

売却、賃貸、解体などの相談もできます。詳しくは、下記不動産団体のホームページをご覧ください。

→ [公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会（外部リンク）](#) 

→ [公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部（外部リンク）](#) 

埼玉県ホームページからも確認することができます。

→ [空き家の持ち主応援隊（外部リンク）](#) 



 [チラシ「空き家の持ち主応援隊」（PDF 636.6KB）](#) 

関連資料

→ [国土交通省 空き家等対策の推進に関する特別措置法関連情報（外部リンク）](#) 